

## ＜平成24年度京都府「介護サービス情報の公表」計画＞

介護保険法（平成9年法律第123号）、介護保険法施行令（平成10年度政令第412号）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の規定に基づき、「介護サービス情報の公表」計画を定めましたので公表します。

### 第1 目的

介護保険法施行令の規定により、介護サービス情報の報告に関する計画、調査事務に関する計画及び情報公表事務に関する計画を定めるものです。

### 第2 報告に関する計画

#### 1 計画の基準日

平成24年1月1日

#### 2 計画の期間

平成25年1月1日から平成25年5月31日まで

#### 3 報告の対象となる介護サービス事業者

介護保険法第115条の35及び介護保険法施行規則第140条の43及び44の規定により、次に掲げる事業者とする。

- ・平成24年度中に、新たに報告の対象となる介護サービスの提供を開始しようとする事業者（以下、「新規事業者」という）  
ただし、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護の対象サービスを提供している「みなし指定事業所」であって、指定があったものとみなされた日から起算して一年を経過しない事業所については対象外とする。
- ・計画の基準日前の1年間に於いて提供を行った介護サービスに係る居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費または介護予防福祉用具購入費の支給の対象となるサービスの対価として支払を受けた金額が100万円を超える事業者（以下、「既存事業者」という。）

#### 4 報告の対象となる介護サービス

- ①訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護
- ②訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
- ③訪問看護、介護予防訪問看護、療養通所介護
- ④訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、療養通所介護
- ⑥通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、療養通所介護
- ⑦特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型含む）、  
地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、  
介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型含む））
- ⑧特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型含む）、  
地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、  
介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型含む））
- ⑨特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅（外部サービス利用型含む）、  
地域密着型特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）、  
介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅（外部サービス利用型含む））
- ⑩福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売

- ⑪小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑫認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
- ⑬居宅介護支援
- ⑭介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、  
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑮介護老人保健施設、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護予防短期入所療養介護（介護老人  
保健施設）
- ⑯介護療養型医療施設、短期入所療養介護（介護療養型医療施設）、介護予防短期入所療養介護（介護  
療養型医療施設）

## 5 報告の方法その他報告の実施に関する事項

### （１）報告の方法

京都府から対象事業者へ報告の案内通知（ＩＤ・パスワードを含む）を送付し、事業者は厚生労働省が設置する介護サービス情報公表システムを利用し直接入力する。

### （２）報告の時期

それぞれ次に定める報告案内通知送付時期から報告期限までに、報告を行うこととする。

#### <新規事業者>

| 新たに報告の対象となる介護サービスの<br>提供を開始しようとする時期 | 報告案内通知<br>送付時期（予定） | 報告期限       |
|-------------------------------------|--------------------|------------|
| 平成24年4月1日～11月30日                    | 平成25年2月8日          | 平成25年2月28日 |
| 平成24年12月1日～1月31日                    | 平成25年3月8日          | 平成25年3月29日 |
| 平成25年2月1日～3月31日                     | 平成25年5月10日         | 平成25年5月31日 |

#### <既存事業者>

平成25年2月8日（報告案内送付時期）から平成25年2月28日までに報告を行うこととする。

## 第3 調査事務に関する計画

調査は原則、実施しないこととする。

なお、京都府が特に必要と認める場合は、調査を実施する。

## 第4 情報公表事務に関する計画

### 1 計画の期間

報告の都度、速やかに公表を行うこととする

### 2 介護サービス事業者ごとの公表を行う月

報告の都度、速やかに公表を行うこととする

### 3 公表の方法

事業者が厚生労働省が設置する介護サービス情報公表システムに入力した情報をインターネットにより公表することとする。